

# 大津市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金のご案内

※ この案内は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律に基づき、滋賀県社会福祉協議会から総合支援資金の貸付に係る情報を受け、送付しています。

## 1 大津市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

新型コロナウイルス感染症により生活に困窮される世帯に対しては、緊急小口資金等の特例貸付などによる支援が行われてきましたが、総合支援資金の貸付が終了するなどにより、特例貸付を利用できない世帯に対して、就労による自立を図るため、または、それが困難な場合には生活保護の受給へつなげるため、**下記2の要件に該当される場合**、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金(以下「自立支援金」という。)を原則、3ヶ月間支給いたします。

支給額 単身世帯:月額6万円、2人世帯:月額8万円、3人以上世帯:月額10万円

支給期間 3ヶ月間

支給方法 指定口座へ振込

## 2 自立支援金を受給するための要件

申請時に次の1)から8)の**すべて**に該当する方が対象となります。

- 1) 世帯の生計を主として維持している者
- 2) 申請時に、大津市に住所登録をしており、他自治体に自立支援金の申請をしていないこと
- 3) 社会福祉協議会が実施する緊急小口資金等の特例貸付における総合支援資金の再貸付が終了するなどにより、これ以上、特例貸付を利用できないこと  
または  
再貸付を申請・利用していない者で、社会福祉協議会が実施する緊急小口資金等の特例貸付における総合支援資金の初回貸付が終了するなどにより、これ以上、特例貸付を利用できないこと
- 4) 申請月の世帯員全員の収入の合計が下記(ア)の基準額以下であること(収入には、児童手当、年金などの公的給付等を含む)

(ア)基準額

世帯人数	収入基準額(月)
1人	123,000円
2人	177,000円
3人	223,000円
4人	265,000円
5人	306,000円
6人	352,000円

※収入とは、総支給額(税、社会保険料を差し引く前の金額)

- 5) 申請月の世帯員全員が所有する金融資産(預貯金及び現金)の合計が下記(イ)の基準額以下であること

(イ)基準額

世帯人数	金融資産上限
1人	504,000円
2人	780,000円
3人以上	1,000,000円

- 6) 公共職業安定所、または地方公共団体が設置する公的な無料職業紹介の窓口(以下「無料職業相談窓口」という。)に求職の申込みをし、常用就職を目指した求職活動を行うこと、または、生活保護を申請し、当該申請に係る処分が行われていない状態にあること
- 7) 世帯員のいずれもが生活保護、または、職業訓練受講給付金を受けていないこと
- 8) 世帯員のいずれもが暴力団員でないこと、また、支給期間中においても暴力団員にならないこと

### 3 申請するための必要書類

	提出	提出書類等	具体的な書類等	チェック
1)	必須	申請書兼確認書	同封の(様式第1-1号)	<input type="checkbox"/>
2)	必須	申請時確認書	—	<input type="checkbox"/>
3)	必須	申請者本人確認書類の写し	運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証、各種障害者手帳など	<input type="checkbox"/>
4)	必須	収入関係書類(世帯員のうち収入がある者全員の、申請月の収入が確認できる書類の写し)	給与明細書、売上・経費のわかる台帳、手当・年金等の振込記録(通帳)など ※収入がない場合、通帳など	<input type="checkbox"/>
5)	必須	金融資産関係書類(世帯員全員の、申請月の通帳の写し)	通帳、ネットバンクの残高確認画面など ※お持ちの通帳すべてについて必要	<input type="checkbox"/>
6)	必須	振込先の口座が確認できる書類の写し	通帳見開きのページ全面のコピー等	<input type="checkbox"/>
7)	※	公共職業安定所の求職受付票の写し または 生活保護申請書(受付印有)の写し	求職受付票(ハローワークカード)の写し 保護申請書の写し(受付印のあるもの)	<input type="checkbox"/>
8)	任意	自立相談支援機関相談書	自立相談支援機関に相談等がある方	<input type="checkbox"/>

※ 公共職業安定所の求職番号、または無料職業相談窓口の名称・申込み日時を記入している場合は提出不要

### 4 申請方法

同封の「大津市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事務センター」行の茶色封筒に、上記の申請書類等を入れて**郵送にて申請してください。**

**申請締切 令和4年8月31日(水) (当日消印有効)**

### 5 申請後は、生活の自立に向けて、下記のいずれかの活動報告が必要です。

**※活動が確認できない場合には、自立支援金の支給を中止する場合があります。**

- 公共職業安定所、または無料職業相談窓口で求職の申し込みをし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと(具体的には下記①～③)
  - 月1回以上、自立相談支援機関(大津市社会福祉協議会)の面接等の支援を受ける
  - 月2回以上(令和4年4月26日以降、当分の間、月1回以上)、公共職業安定所や無料職業相談窓口で職業相談等を受ける
  - 原則、週1回以上(令和4年4月26日以降、当分の間、原則、月1回以上)、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける

**※ ①～③の活動は、所定の様式で、毎月報告していただきます。**

※ 報告様式、報告方法、報告時期などの詳細は、支給決定者に対してお知らせします。

- 就労による自立が困難であり、この支給終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合には、生活保護の申請を行うこと

### 6 お問い合わせ

大津市生活困窮者自立支援金事務センター 077-527-9700

【受付時間】 9時から17時まで(土・日・祝日を除く)